

次期ごみ処理施設整備基本計画策定・
PFI 等導入可能性調査・
生活環境影響調査業務委託

公募型プロポーザル審査基準

令和 7 年 3 月

喜多方地方広域市町村圏組合

3 審査方法

- (1) 資格審査、書類審査（企業及び技術者）及び価格審査は、事務局で行う。
- (2) 書類審査（技術提案）、プレゼンテーション及びヒアリングに対する審査は、審査委員会で行う。
- (3) 各審査委員の評価点は、すべてのプレゼンテーション及びヒアリング終了後、審査委員会における審議を経て確定することとする。
- (4) すべての審査終了後、各審査結果を集計した総合評価点により受託候補者等を決定する。
- (5) 総合評価点は、資格審査、書類審査（企業及び技術者）及び価格審査の評価点の合計点数に、書類審査（技術提案）、プレゼンテーション及びヒアリングに対する審査における各審査委員の評価点の平均点数を加えた点数とし、端数については小数第2位を四捨五入する。
- (6) 総合評価点の最も高い者を受託候補者、次点の者を次点受託候補者とする。
- (7) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、上記の端数処理を行わず算出した総合評価点により受託候補者等を決定するものとする。
- (8) 各評価項目の配点は、以下のとおりとする。

総合評価点の配点割合

評価項目		評価点
①	書類審査（企業及び技術者）	30
②	価格審査	10
③	書類審査（技術提案）	40
④	プレゼンテーション及びヒアリング	20
合 計		100



4 資格審査

事業者から提出される参加申請書等により、実施要領に示す参加資格をすべて満たしていることを確認する。

なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

5 価格審査

事業者から提出された見積書に記載された見積価格について、以下の式により評価点を算出する。なお、端数については、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{見積価格の評価点} = \frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該事業者の見積価格}} \times \text{配点(10点)}$$

6 書類審査及びプレゼンテーション

(1) 評価項目の配点及び評価の視点及び基準

評価項目		配点	評価方法	
			視点	基準
企業及び技術者	①会社の能力（会社概要） （第2号様式）	10	業務の履行に問題がない企業体制と技術者数を有しているか。	0評価を前提として、以下に該当する場合加点 ①廃棄物分野の担当者が20人以上 ②廃棄物分野の技術士が10人以上 ③環境影響評価分野の担当者が20人以上 ④環境影響評価分野の技術士が10人以上 ⑤東北地方に廃棄物分野と環境影響評価分野の両方の担当者が配置されている。
	②会社の同種業務実績 （第3号様式）	10	会社の同種業務実績は十分か。	0評価を前提として、以下に該当する場合加点 ①同種業務の実績が4件～6件 ②同種業務の実績が7件～9件 ③同種業務の実績が10件 ④特別豪雪地帯又は豪雪地帯の業務の実績が5件以上 ※①～③は重複して評価しない。
	③管理技術者の能力と実績（経歴・業務実績） （第4号様式）	10	業務の履行において必要な資格や経験、同種業務実績は十分か。	0評価を前提として、以下に該当する場合加点 ①同種業務の実績が3件～4件 ②同種業務の実績が5件 ③経験年数が15年以上 ④特別豪雪地帯又は豪雪地帯の業務の実績が5件以上 ※①と②は重複して評価しない。
技術提案	④特定テーマ1 「実施方針」 （第7-1号様式）	10	業務の目的や業務内容を適切に理解し、組合の要求に応えるものになっているか。	左記の視点に対して、以下を基準として5段階評価する。 ①業務の理解度や認識は満足いくものとなっているか。 ②主体的な見解を持っているか。 ③地域性への配慮や組合への支援が期待に応える内容か。
	⑤特定テーマ2 「実施体制」 （第7-2号様式）	10	業務の履行において十分な体制となっているか。 業務の履行において必要な資格や経験は十分か。	左記の視点に対して、以下を基準として5段階評価する。 ①管理体制、連絡・連携体制などが明確であり、機能すると見受けられるか。 ②業務遂行能力は十分か。 ③協力会社の割合が著しく多くないか。 ④建築担当や電気担当、土木担当など（いずれも有資格者）が配置されているか。
	⑥特定テーマ3 「実施スケジュール」 （第7-3号様式）	10	実施スケジュールは具体的かつ適切なものになっているか。	左記の視点に対して、以下を基準として5段階評価する。 ①スケジュールは具体的かつ詳細に作成されているか。 ②業務間の連携や調整内容が示されており、スケジュールの実現性や妥当性が確認できるか。 ③重要なポイントや主体的な提案が示されているか。
	⑦特定テーマ4 「業務の留意事項と対処方法、その他の提案」 （第7-4号様式）	10	業務の留意事項を適切に理解しているか。また、対処方法やその他の提案は適切か。	左記の視点に対して、以下を基準として5段階評価する。 ①留意事項や対処方法は適切か。 ②経験や実績等から主体的な提案が示されているか。

プレゼンテーション	⑧専門技術力及びコミュニケーション能力	20	業務に必要な専門性を有しているか。また、コミュニケーション能力は十分か。	左記の視点に対して、以下を基準として5段階評価する。 ①専門的な技術力を有し、同種業務に精通しているか。 ②業務全般を理解しているか。(関連分野を含む) ③業務への取組意欲が見られるか。 ④提案内容を分かり易く説明しているか。 ⑤質問に対する応答は明快かつ適切か。
価格	⑨見積価格	10	基準の方法で算出する	点数=(最低見積価格/貴社の見積価格)×10
評価点合計		100	-	-

※ 「企業及び技術者」及び「価格」は、事務局で採点する。

※ 「技術提案」及び「プレゼンテーション」は、審査委員会の委員がそれぞれ採点する。なお、「技術提案」は、技術提案書及びプレゼンテーションにより採点する。

(2) 「技術提案」及び「プレゼンテーション」の評価基準

ランク	評価
5	優れている。
4	やや優れている。
3	平均的である。一般的である。
2	物足りなさを感じる。
1	物足りない。任せることに不安がある。

7 その他

- (1) 組合が受領した技術提案書については、理由の如何を問わず返却しない。
- (2) 組合が技術提案書を受領した後の提出書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (4) 技術提案書に関する著作権については、その提案者に帰属するものとする。ただし、本業務の契約締結相手となった提案者の技術提案書に関する著作権については、組合に帰属するものとする。